

四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び四街道市個人情報保護条例（平成15年条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）」を「並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び四街道市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）」に改める。

第2条第1項第1号中「情報公開条例及び個人情報保護条例の」を「情報公開条例並びに個人情報保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び議会個人情報保護条例第45条の」に、「個人情報保護条例第2条第2号」を「四街道市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第 号）第2条第2項」に、「実施機関をいう」を「実施機関及び議会個人情報保護条例第1条に規定する議会をいう」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 四街道市個人情報の保護に関する法律施行条例第6条の規定により諮問することとされた事項

第2条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 議会個人情報保護条例第50条の規定により諮問することとされた事項

第2条第2項中「並びに個人情報保護条例の規定により実施機関が報告することとされた事項」を削る。

第8条中「第2条第1項第2号」を「第2条第1項第2号、第3号」に改める。

第13条中「第10条」を「第11条」に改め、同条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の1条を加える。

（審査会に係る手数料）

第10条 審査会に係る行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において読み替えて準用する同法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料については、四街道市行政不服審査法施行条例（平成28年条例第3号）第2条に規定する四街道市行政不服審査会に係る手数料の例による。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。